

床頭台における日額利用規約

目的

第1条 この規約は、西条中央病院（以下、「病院」）が患者及び家族（以下、「利用者」）に対して利便性の向上やサービスの充実を図るために整備した、テレビ・冷蔵庫付き床頭台の日額利用サービス（以下、「本サービス」）の利用に関し、必要な事項を定めるものです。

同意事項

第2条 利用者は、本サービスを利用するために、本利用規約に同意しなければなりません。なお、利用者が本サービスの利用を開始した場合、本規約のすべての内容に同意したものと見なします。

第3条 本サービスは病棟に限り利用できます。

第4条 本サービスの利用可能な時間帯は、次のとおりとします。

- (1) 利用可能日 土日、祝祭日を含む全日
- (2) 利用可能時間 24時間

第5条 日額は午前0時を起点として料金を計算します。

第6条 日帰り入院を含め、利用時間に応じた利用料金の割引は適用しません。

第7条 終日外泊をされた日につきましては、利用料金を徴収いたしません。

第8条 入院期間の途中であっても利用の申し込み、停止を承ります。

第9条 入院期間の途中で利用停止を希望する場合、その旨を速やかに病棟看護師に申し出てください。

第10条 利用停止の申し出のあった日の翌日より、日額の徴収を停止します。

第11条 利用再開を希望する場合は、再度、申込書を記入してください。

第12条 利用料金は、退院時または月末締め入院診療費と併せて請求します。

- 第13条 テレビ、冷蔵庫の利用を別々に申し込むことはできません。
- 第14条 障害者病棟に限り、テレビと冷蔵庫を別々に申し込むことができます。
- 第15条 床頭台および床頭台備え付けの備品は、レンタル品のため持ち帰りできません。
- 第16条 著しい破損または故意による破損、汚れ、紛失が発生した場合は、修理、交換の費用を弁償して頂きます。
- 第17条 本サービスを利用しない場合でも、備え付けの収納は利用できます。
- 第18条 大部屋でテレビを利用する場合は、同室者の迷惑にならないようヘッドフォンやイヤホンを使用してください。
- 第19条 病院は、利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、その責を一切負いません。
- 第20条 本サービスに関連して、利用者と病院との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議します。

利用資格の停止・取り消し

- 第21条 利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止もしくは取り消すことがあります。
- (1) 本規約に違反した場合
 - (2) その他、利用者として病院が不適切と判断した場合
- 第22条 本サービスの運用の中止により、利用者又は第三者が被った損害について、病院はその責を一切負いません。

附則

この規約は、令和 6年 4月 1日から施行します。